

第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次第

日 時 令和2年2月21日（金）
9：00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱について

(2) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

(3) 各部の取組について

(4) 現時点における感染症対策について

説明：福島県立医科大学 金光教授

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】福島県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

【資料2】新型コロナウイルス感染症対策について

【資料3】新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

【資料4】新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

【資料5】新型コロナウイルス関連感染症に係る相談専用ダイヤル開設について

【資料6】新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

【資料7】各部の取組について

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	成田良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	大島幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	金成孝典	
13	観光交流局	局長	宮村安治	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	五十嵐俊夫	
18	企業局	局長	吉田孝	
19	病院局	局長	河原田浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地陽子	
6	保健福祉部県民健康調査課	主幹	金成由美子	

第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事
(副本部長)

知事
(本部長)

井出副知事
(副本部長)

警察本部長 ○

総務部長 ○

企画調整部長 ○

保健福祉部長 ○

農林水産部長 ○

出納局長 ○

病院局長 ○

文化スポーツ局長 ○

観光交流局長 ○

福島県立医科大学
(アドバイザー) ○

教育長 ○

危機管理部長 ○

生活環境部長 ○

商工労働部長 ○

土木部長 ○

企業局長 ○

避難地域復興局長 ○

こども未来局長 ○

原子力損害対策
担当理事

次長 ○

地域医療課長 ○

地域医療課主幹 ○

地域医療課主任 ○

県民健康調査課主幹 ○

報道機関スペース

9面マルチディスプレイ

入口

システム機器類
(TV会議装置等)

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生により県内への影響が想定される場合には、県民の健康と安全・安心な生活を守るため、新型コロナウイルス感染症対策の全庁的な推進を図る福島県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。

2 本部に副本部長を置き、副知事をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 各部長

(2) 避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長、観光交流局長、出納局長、企業局長及び病院局長

(3) 教育長

(4) 警察本部長

(5) 原子力損害対策担当理事

4 本部長は、必要があると認めるときは、第3項に掲げる者のほか、随時適当と認める者を参加させることができる。

(本部員会議)

第3条 本部に本部員会議を置く

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員等をもって構成し、新型コロナウイルス感染症対策に関する重要事項について審議決定し、その実施の推進を図る。

(本部幹事会議)

第4条 本部に本部幹事会議を置く。

2 本部幹事会議は、福島県新型インフルエンザ等感染症対策推進会議設置要綱（令和2年1月22日施行）に基づく推進会議の構成員をもって充て、県庁内における情報の共有化を図るとともに、県民に対し円滑に情報提供を行う。

(本部の組織)

第5条 本部に、別表1に定める部、班を置く。

2 部に部長及び副本部長、班に班長及び班員を置き、別表1に掲げる職にある者（班員にあっては、各班長の所属する総室又は課の職員）をもって充てる。

3 部の事務分掌は、別表2に定めるとおりとする。

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

第6条 本部に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に運営要綱で定める。
- 事務局の事務分掌は、別に運営要綱で定めるとおりとする。

(新型コロナウイルス感染症対策地域本部等の設置)

第7条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする新型コロナウイルス感染症対策地域本部（以下「地域本部」という。）を置くことができる。

- 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整に当てるため、東京事務所に東京支部を置くことができる。

(新型コロナウイルス感染症対策地域本部長等)

第8条 地域本部の長は、新型コロナウイルス感染症対策地域本部長（以下「地域本部長」という。）とし、地方振興局長をもって充てる。

- 地域本部長は、本部長の命を受け、地域本部の事務を統括し、諸班の機関相互の機能につき、総合的な運営を図る。
- 地域本部に新型コロナウイルス感染症対策地域副本部長（以下「地域副本部長」という。）を置き、地方振興局次長及び保健福祉事務所長（いわき地区にあっては、いわき市保健所長）をもって充てる。
- 地域本部に新型コロナウイルス感染症対策地域本部員を置き、地方振興局部長、保健福祉事務所副所長（相双地区に限定）、建設事務所長、農林事務所長、教育事務所長、警察署長、当該地域本部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする県の出先機関の長、県北地区においては福島市保健所長、県中地区においては郡山市保健所長をもって充てる。
- 地域本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、随時適当と認める者を地域本部員として任命することができる。
- 東京支部の長は、東京支部長とし、東京事務所長をもって充てる。
- 東京支部長は、本部長の命を受け、東京支部の事務を統括し、国等との連絡調整に当たる。

(地域本部の組織及び事務分掌)

第9条 地域本部の組織及び事務分掌は、別表3の基準に従い、地域の実情に応じ、地方振興局長が定める。

(雑則)

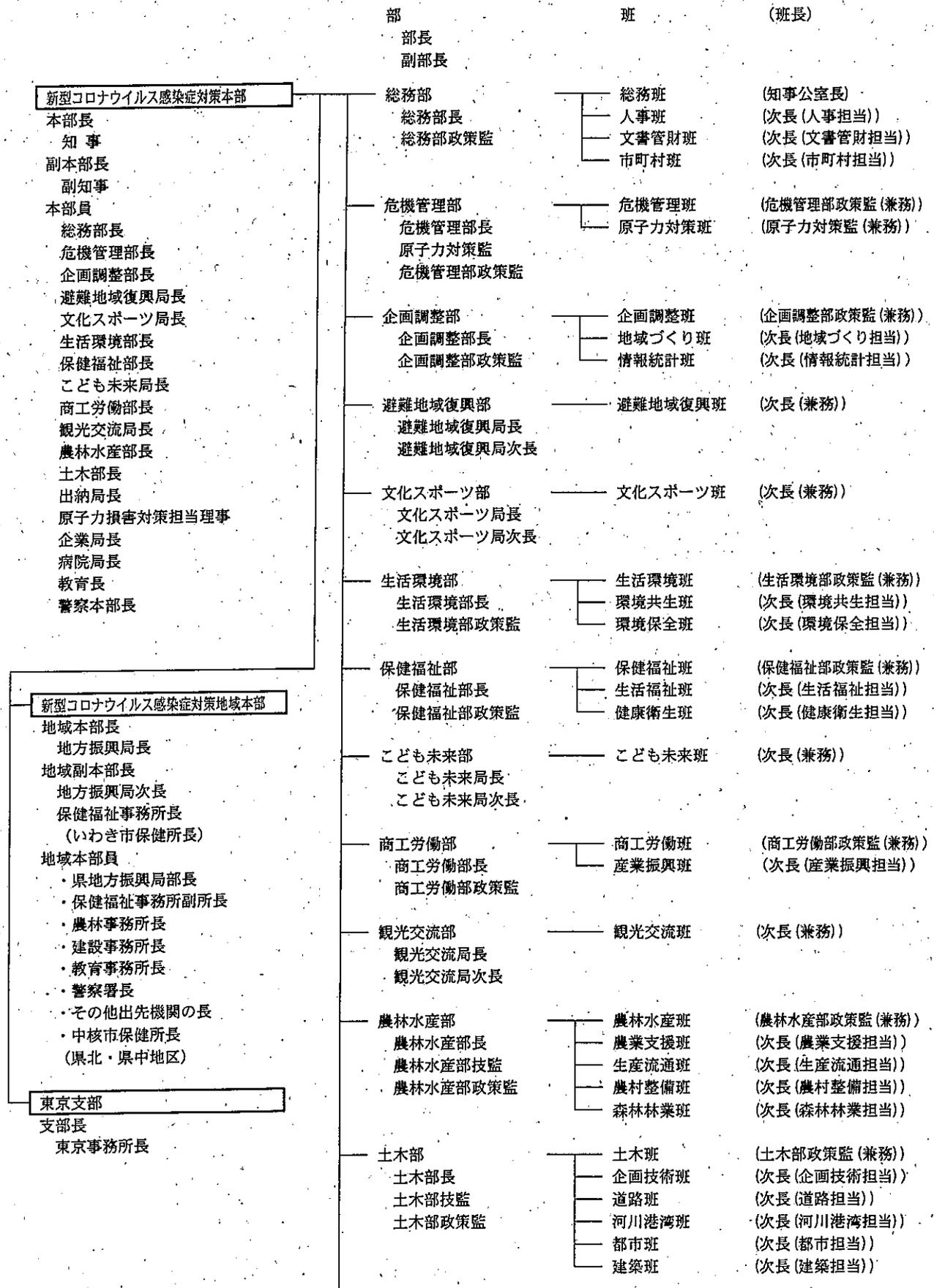
第10条 この要綱に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

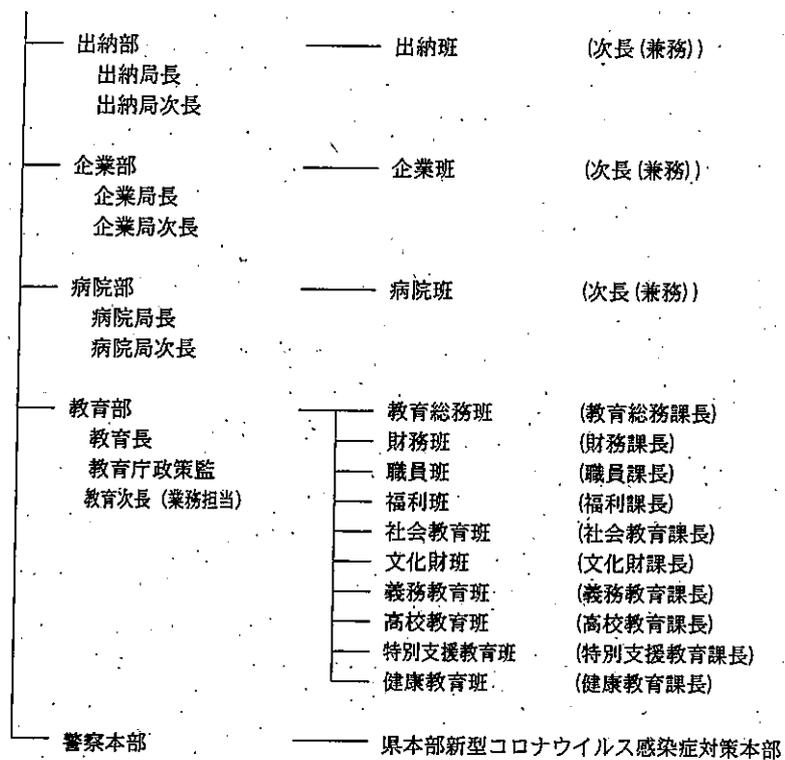
(附則)

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

別表1 (要綱第5条関係)

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱組織編成表





備考 議会議務局、各種委員会の職員は、随時各部へ応援できるように態勢を整えておくものとし、他都道府県議会からの調査については、議会議務局において対応を行うものとする。

別表2（要綱第5条関係）

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部の事務分掌

各部共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の行政機能の維持に関する事（業務継続計画の遂行） 2 職員の感染予防、まん延の防止に関する事 3 市町村、関係機関、団体等との情報共有に関する事 4 所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事 5 所管する関係機関、団体等への事業継続要請に関する事 6 所管する関係機関、団体等に対する事務自粛要請に関する事 7 各部（局）所管の事項に係る情報の収集及び提供に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 広報の総括に関する事 3 県民の苦情、陳情、相談等に対する県庁内（以下「庁内」という。）の調整に関する事 4 知事部局職員の管理（健康管理を含む。）に関する事 5 私立教育機関における感染予防、まん延防止に関する事 6 新型コロナウイルス感染症対策本部室の確保及び通信連絡体制の確保に関する事 7 庁舎における感染予防、まん延防止に関する事 8 緊急対策予算措置に関する事 9 市町村との連絡調整に関する事
危機管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理における庁内の調整に関する事
企画調整部	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事 2 新型コロナウイルス感染症対策本部室等の通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事
避難地域復興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐在市町村の情報収集及び連絡調整に関する事
文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する事
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（運送、ガス、鉄道、バス等）の機能確保の支援に関する事 2 公共交通機関における感染予防、まん延防止の支援に関する事 3 海外渡航者に対する情報提供に関する事 4 外国人に対する情報提供に関する事 5 廃棄物の処理に関する事

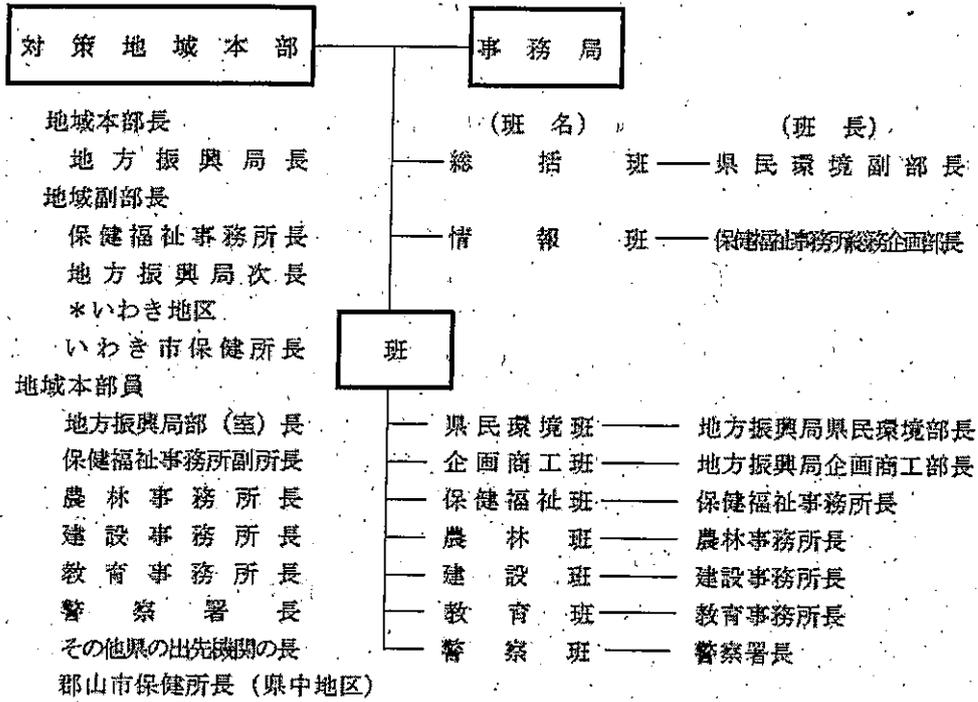
	<ul style="list-style-type: none"> 6 物価対策の連絡調整に関する事 7 生活必需品の流通機能の維持に関する事 8 新型コロナウイルス感染症流行時における救急搬送体制の確保に関する事 9 東日本大震災及び原発事故の影響による避難者の支援に関する事
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況等に関する情報の収集及び提供に関する事 3 医療提供体制の確保の支援に関する事 4 新型コロナウイルス感染症に関する医薬品の流通の確保及び予防接種に関する事 5 新型コロナウイルス検体の検査に関する事 6 新型コロナウイルス感染症患者及び接触者の調査、医療提供に関する事 7 医療施設・社会福祉施設等に対する感染予防及びまん延防止の指導に関する事 8 医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関する事 9 要援護者（高齢者・障がい者等）への支援に関する事 10 ライフライン（上水道等）の機能確保に関する事 11 埋火葬体制の支援に関する事
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所等の施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関する事
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> 1 企業活動の維持・復旧のための支援に関する事 2 生活関連物資の確保のための支援に関する事 3 ライフライン（金融）の機能確保の支援に関する事
観光交流部	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関する事 2 福島空港における水際対策の支援に関する事
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 主要食糧品の流通機能の維持に関する事 2 農林水産物の安定供給に関する事
土木部	<ul style="list-style-type: none"> 1 港湾、空港関係施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関する事 2 ライフライン（下水道）の機能確保の支援に関する事 3 建設事業者の活動維持の支援に関する事
出納部	<ul style="list-style-type: none"> 1 出納機能の確保に関する事

企業部	1 所管する工業用水道施設等に関する事
病院部	1 発生時における医療の提供及び支援に関する事 2 県立病院における診療機能の確保に関する事
教育部	1 教育庁職員の管理（健康管理を含む。）に関する事 2 教育関係施設の活動自粛や休校及び休館措置に関する事 3 公立教育機関における感染予防、まん延防止に関する事 4 感染予防等の教育対策に関する事
警察本部	1 防疫措置・水際対策・医療機関の支援及びその他必要な活動に関する事 2 警察本部職員の管理（健康管理を含む。）に関する事 3 社会秩序の維持に関する事

備考 議会事務局、各種委員会の職員は、随時各部へ応援できるように態勢を整えておくものとし、他都道府県会議からの調査については、議会事務局において対応を行うものとする。

別表3

1 対策地域本部の組織に関する基準



2. 地域本部の事務分掌に関する基準

各班は、地域における新型コロナウイルス等の感染予防及びまん延防止のために、次に掲げる事務を行う。

(1) 機能班

班名	事務分掌
総括班 班長：県民環境部副部長 班員： 企画商工部 1名 県民環境部 1名 保健福祉事務所 2名 農林事務所 1名 建設事務所 1名 教育事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部室の確保及び設置に関すること ・ 県新型コロナウイルス感染症対策本部との連絡調整に関すること ・ 地域本部における会議の運営及び記録に関すること ・ 本部長の補佐に関すること ・ 各班との連絡調整に関すること ・ 管内市町村、消防本部、その他公共機関との連絡調整に関すること ・ 管内市町村内の支援についての調整に関すること ・ 業務継続計画の見直しに関すること
情報班 班長：保健福祉事務所 総務企画部長 班員： 企画商工部 1名 保健福祉事務所 2名 農林事務所 1名 建設事務所 1名 教育事務所 1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染情報の収集及び集計に関すること ・ 生活情報の収集に関すること ・ 市町村、消防本部、その他公共機関の活動の把握に関すること ・ 本部及び各班への情報提供に関すること ・ 関係機関に対する情報提供に関すること ・ 県民等からの問い合わせに対する対応に関すること ・ 情報及び記録の整理及び保存に関すること

* 事務局内の班体制（段階的に増やす等）や人員及び事務分掌、その他運営に必要な事項等については、行動計画における発生段階や新型コロナウイルス感染症の被害状況及び病原性の強弱等に応じて、各地域本部で協議をし、柔軟に対応するものとする。

(2) 実働班

班名	事務分掌
各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の行政機能の維持に関すること（業務継続計画の遂行） 2 職員の感染予防、まん延の防止に関すること 3 市町村、関係機関、団体等との情報共有に関すること 4 所管する集客施設等におけるまん延防止に関すること 5 所管する関係機関、団体等への活動の継続要請に関すること

	<p>こと</p> <p>6 所管する関係機関、団体等に対する活動自粛要請に関すること</p> <p>7 情報の収集及び提供に関すること</p>
県民環境班	<p>1 公共交通機関における感染予防、まん延防止の支援に関すること</p> <p>2 外国人に対する情報提供に関すること</p> <p>3 廃棄物の処理に関すること</p> <p>4 物価対策の連絡調整に関すること</p> <p>5 生活必需品の流通機能の維持に関すること</p> <p>6 救急搬送体制の確保に関すること</p> <p>7 避難者の支援に関すること</p>
企画商工班	<p>1 企業活動の維持のための支援に関すること</p> <p>2 生活関連物資の確保のための支援に関すること</p> <p>3 観光業界等に対する情報提供及び同業界からの情報収集に関すること</p>
保健福祉班	<p>1 健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること</p> <p>2 帰国者・接触者相談センターの設置・運営に関すること</p> <p>3 医療提供体制の確保に関すること</p> <p>4 新型コロナウイルスに関する医薬品の流通の確保の支援及び予防接種に関すること</p> <p>5 新型コロナウイルス検体の検査に関すること</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症患者及び接触者の調査、医療提供に関すること</p> <p>7 医療施設・社会福祉施設等に対する感染予防及びまん延防止の指導に関すること</p> <p>8 医療関係機関との連絡調整及び協力依頼に関すること</p> <p>9 要援護者（高齢者・障がい者等）への支援に関すること</p> <p>10 埋火葬体制の支援に関すること</p>
農林班	<p>1 主要食糧品の流通機能の維持に関すること</p> <p>2 農林水産物の安定供給に関すること</p>
建設班	<p>1 港湾、空港関係施設に対する感染予防及びまん延防止の支援に関すること</p>
教育班	<p>1 教育関係施設の活動自粛や休校及び休館措置に関すること（緊急事態宣言時を含む）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2 公立教育機関における感染予防、まん延防止に関する事 3 感染予防等の教育対策に関する事
警察班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫措置・水際対策・医療機関の支援及びその他必要な活動に関する事 2 社会秩序の維持に関する事

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱第6条第2項の規定に基づき、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局の組織は、別表のとおりとする。

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長)

第3条 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長（以下、「事務局長」という。）は、保健福祉部長をもって充てる。

2 事務局長は、事務局の事務を総括し、事務局の職員を指揮監督する。

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局次長)

第4条 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局次長（以下「事務局次長」という。）は、保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(総括班及びその他の班長等及び班員)

第5条 事務局に総括班及びその他の班に班長等を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班に班員を置き、別表のとおり保健福祉部及び新型コロナウイルス感染症対策本部の各部各班から派遣された職員をもって充てる。

(所掌事務)

第6条 設置要綱第6条第2項の運営要綱で定める所掌事務は、別表のとおりとする。

(事務局の設置場所)

第7条 事務局は、保健福祉部に設置する。

(局務の開始)

第8条 事務局長は、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置が決定されたとき、直ちに事務局を設置する。

2 事務局長は、県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、必要に応じ総括班及びその他の班の事務局員を招集し、局務を開始する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項は、事務局長が定める。

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

別表

班	構成員			事務分掌
総括班	班長	地域医療課長 ※広報責任者	1	1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針に関すること 2 新型コロナウイルス感染症対策の把握及び総合調整に関すること 3 本部の予算に関すること 4 本部会議の運営、記録に関すること 5 本部長の補佐に関すること 6 事務局各班の連絡調整に関すること 7 対策地域本部に関すること 8 国及び他都道府県との連絡調整に関すること 9 その他、他の班に属さないこと 10 業務継続計画の見直し及び進捗管理に関すること
		副班長	危機管理課長	
	政策調査課主幹		1	
	保健福祉部企画主幹		1	
	保健福祉部 医師		1	
	地域医療課主幹 ※広報担当者		1	
	班員	地域医療課	1	
		保健福祉部	2	
		危機管理部	1	
		総務部	1	
		企画調整部	1	
		生活環境部	1	
		商工労働部	1	
		農林水産部	1	
土木部		1		
出納局		1		
教育庁	1			
計		18		
情報収集・通信班	班長	県民広聴室長	1	1 新型コロナウイルス感染症の感染情報の収集及び集計に関すること（感染症情報センターとの連携を含む） 2 生活情報の収集に関すること 3 市町村、指定地方公共機関、消防本部、その他の関係機関等の活動の把握に関すること 4 各班及び対策地域本部の情報収集に関すること 5 隣県の対策本部設置状況及び感染状況の取りまとめに関すること 6 情報、記録の整理及び保存に関すること 7 テレビ会議システム等情報通信手段、連絡体制の確保に関すること
	副班長	県民健康調査課主幹	1	
		食品生活衛生課主幹	1	
		情報政策課総括主幹	1	
	班員	地域医療課	1	
		保健福祉部	2	
		総務部	1	
		企画調整部	1	
		情報政策課	1	
		生活環境部	1	
		観光交流局	1	
農林水産部		1		
土木部	1			
出納局	1			

		企業局	1	
		病院局	1	
	計		17	
広報班	班長	広報課長	1	1 新型コロナウイルス感染症に関する広報や情報提供に関すること
	副班長	観光交流課主幹	1	
	班員	地域医療課	1	2 新型コロナウイルス感染症に関する記者発表等、報道機関等への対応に関すること
		保健福祉部	1	
		総務部	1	
計		5	3 新型コロナウイルス感染症対策のホームページ等に関すること 4 広報に関する記録の管理、及び保存に関すること 5 一般相談窓口（コールセンター）の調整及び支援等に関すること 6 広報責任者（総括班班長）のサポートに関すること	
活動支援・渉外班	班長	人事課長	1	1 県本部の庶務に関すること
	副班長	福利厚生室主幹	1	2 本部室等の確保及び設置に関すること
		企画調整課主幹	1	3 対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること
		施設管理課主幹	1	4 対応要員の食糧等の確保に関すること
		健康づくり推進課 総括主幹	1	5 政府、及び国会に対する要望書等の作成に関すること
		教育庁主幹	1	6 政府からの専門家等の受け入れに関すること
	班員	地域医療課	1	7 県職員の感染状況の集計等に関すること
		総務部	2	8 県職員の健康管理に関すること
		企画調整部	1	
		保健福祉部	1	
教育庁		1		
計		12		
医療対策班	班長	医療人材対策室長	1	1 新型コロナウイルス感染症対策医療体制全般（感染防止対策の実施、入院受入医療機関の確保、医療資器材・医薬品の確保、医療機関の補償等）に関すること
	副班長	消防保安課主幹	1	
		地域医療課主幹	1	
		こども・青少年政策課総括主幹	1	

		業務課長	1	2 新型コロナウイルス感染症のまん延防止全般（予防接種、患者対応等）に関すること 3 医師、看護師等の確保に関すること 4 帰国者・接触者外来の設置、運営・通信手段の確保に関すること 5 帰国者・接触者相談センターの設置、運営に関すること 6 医薬品等の適正な流通確保等に関すること 7 指定地方公共機関（医療部門）に関すること 8 医療情報の医師会等を含めた関係医療機関及び指定地方公共機関等への提供に関すること 9 感染予防及びまん延防止対策に関すること	
		病院経営課主幹	1		
	班員		地域医療課		3
			保健福祉部 （各総室1名を想定）		4
			生活環境部		1
			農林水産部		1
			土木部		1
			企業局		1
			病院局		1
			教育庁		1
計		19			
社会機能維持班	班長	商工総務課長	1	1 ライフライン（運送、ガス、鉄道、バス等）の機能維持確保に関すること 2 食品、生活必需品等の流通機能の維持に関すること 3 公共交通機関（電車・バス等）の感染予防・まん延防止対策の実施及び運行の支援に関すること 4 指定地方公共機関（社会機能維持部門）に関すること 5 商工関係、観光関係、農林水産関係等の関係団体との調整に関すること	
	副班長		生活交通課主幹		1
			農林総務課主幹		1
			土木企画課主幹		1
			企業局主幹		1
	班員		生活環境部		1
			保健福祉部		1
			商工労働部		1
			農林水産部		1
			土木部		1
計		10			
住民支援班	班長	健康づくり推進課長	1	1 市町村が行う住民に対する支援に関すること 2 要援護者（高齢者・障がい者等）への支援に関すること 3 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること 4 学校保健及び学校の臨時休校に関する	
		健康教育課長	1		
	副班長	一般廃棄物課総括主幹	1		
		社会福祉課総括主幹	1		
	班員	保健福祉部 （各総室1名を想定）	4		
		生活環境部	1		

		農林水産部	1	こと
		土木部	1	5 廃棄物の処理に関する事
		教育庁	1	6 埋火葬に関する事
	計		12	7 集会・行事等の自粛に関する事 8 公民館、美術館等公共施設の休館に関する事
警察班	班長	県警災害対策課長	1	1 県警察新型コロナウイルス感染症対策本部との連絡調整に関する事
	副班長	県警災害対策官	1	
	班員	県警本部	2	
	計		4	

*事務局内の班体制や人員（段階的に増やす等）及び事務分掌については、行動計画における発生段階や新型コロナウイルス感染症の被害状況及び病原性の強弱等に応じて、事務局長の判断により柔軟に対応するものとする。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年2月21日
保健福祉部地域医療課

1 現状

(1) 発生状況

- ・ 新型コロナウイルスに関連する感染症患者は、2月19日12:00時点で74,568名発生し、2,008名死亡。中国以外の国では28カ国で患者が報告されている。
- ・ 国内では1月16日に初発以降、2月19日までに73名が陽性と確認（1名死亡）され、内、チャーター便帰国者は13名。
- ・ その他、国際輸送案件としてクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗員・乗客では、2月18日時点で542名が陽性と確認（2名死亡）されている。

2 これまでの国等の対応状況（1月29日以降）

(1) WHO

- ・ 1月31日 緊急委員会において「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当すると宣言。
- ・ 2月17日 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の致死率は約2%との分析結果を発表。

(2) 国

- ・ 1月30日 政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため内閣に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。（これまで11回開催）
- ・ 2月13日 緊急に措置すべき政府の対策を取りまとめ。【資料3】
- ・ 2月16日 感染症対策の専門家会議において「国内発生早期ではあるものの、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況」と確認。患者が重症化する前に適切に医療を受けられるよう、受診の目安を早急にとりまとめることとされた。
- ・ 2月17日 一般の方に向けた相談・受診の目安を公表。【資料4】

3 これまでの県の対応状況（1月29日以降）

- ・ 1月29日 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の設置【資料5】
◆2月19日現在相談数：312件
※参考：保健所の相談対応数568件（1/29～2/17）
- ・ 2月4日 「新型コロナウイルス感染症担当部長等会議」を開催し、保健所、中核市保健所、感染症指定医療機関と情報の共有。
- ・ 2月7日 「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」の設置【資料6】
◆2月19日現在相談数：79件
- ・ 2月14日～ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の感染症陽性者の県内感染症指定医療機関での受入。 計6人
◆2/14：2人、2/15：3人、2/17：1人

4 今後の対応

- (1) 引き続き、県民からの相談は相談専用ダイヤル及び各保健福祉事務所及び中核市保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター」で対応し、通常の感染症対策（手洗いや咳エチケットの徹底）について注意喚起する。
- (2) 医療機関に対しては、疑い患者を診察した場合は、帰国者・接触者相談センターへの迅速な連絡を求め、患者の早期発見に努める。
- (3) ホームページや県広報番組等を活用して注意喚起する。
- (4) クルーズ船の感染症患者の受入については、本県での患者発生も想定し、必要病床数を確保しなければならないため、そのときの状況によって判断を行う。

資料 4

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されています。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、マスク着用等の咳エチケットを行ってください。咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【福島県】帰国者・接触者相談センター

受付時間：午前9時～午後5時平日のみ

県北保健所	024-534-4108	県中保健所	0248-75-7827
県南保健所	0248-21-8188	会津保健所	0242-29-5203
南会津保健所	0241-63-0306	相双保健所	080-2807-0489
福島市保健所	024-535-8662	郡山市保健所	024-924-2163
いわき市保健所	0246-27-8596		

受付時間外は上記電話番号におかけいただき、案内に従ってご連絡ください。

緊急携帯電話等での対応となります。

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症の検査は、現時点では医療機関で行っておりません。検査についても下記でご案内しています。

厚生労働省相談窓口 0120-565653 (9:00~21:00 土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

【福島県】専用相談ダイヤル 024-521-7871 (8:30~21:00平日のみ)

保健所の受付時間：8:30~17:15平日のみ(中核市保健所の時間は異なる場合があります)

県北保健所	024-534-4113	県中保健所	0248-75-7818
県南保健所	0248-22-6405	会津保健所	0242-29-5512
南会津保健所	0241-63-0306	相双保健所	0244-26-1329
福島市保健所	024-535-8661	郡山市保健所	024-924-2163
いわき市保健所	0246-27-8595		

最新情報についてはホームページをご覧ください **福島県** **新型コロナ**で検索

新型コロナウイルス関連感染症に係る相談専用ダイヤル開設について



令和2年1月29日(水)
担当：福島県保健福祉部
地域医療課
主幹 本田 あゆみ 024-521-7221 内線 2853

新型コロナウイルス関連感染症に関し、国内で患者発生（国内7例報告）があったことを受け、県民の相談に対応するための専用ダイヤル（コールセンター）を開設しましたのでお知らせします。

記

- 1 相談専用ダイヤル（コールセンター）について
（1月29日 11:00受付開始）
 - (1) 電話番号
024-521-7871
 - (2) 受付時間
平日のみ 8:30～21:00※ 開設期間、受付時間は、相談件数などの状況に応じて検討します。

- 2 その他の相談窓口
引き続き、各保健福祉事務所でも相談を受け付けます。

- 3 周知依頼
今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、報道機関の皆様におかれましても引き続き県民への周知に御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について



令和2年2月10日(月)
 担当：福島県保健福祉部
 地域医療課
 主幹 本田 あゆみ 024-521-7221 内線 2853

感染が疑われる方の医療機関受診の不安軽減や医療機関を発端とする感染症まん延防止のため、下記のとおり「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」を設置しましたのでお知らせします。

マスクの皆様には、「感染が疑われる方（下記4の定義のとおり）は、医療機関を受診する前に帰国者・接触者相談センターに問い合わせる」ことについて、周知くださいますようお願いいたします。

記

1 役割

(1) 帰国者・接触者外来

医療従事者の十分な感染症対策を行う等の診療体制が整った医療機関で、感染疑いのある方を診察します。

(2) 帰国者・接触者相談センター

電話での相談を通じ、感染疑いのある方が帰国者・接触者外来を確実に受診できるよう調整します。

2 帰国者・接触者外来の設置先及び箇所数

感染拡大防止及び通常の診療に支障を来さないようにするため非公表とします。

なお、帰国者・接触者相談センターで必要と判断した場合は感染疑いのある方にお知らせします。

3 帰国者・接触者相談センターの設置先

- ・ 県北保健福祉事務所（県北保健所） 024-534-4108
- ・ 県中保健福祉事務所（県中保健所） 0248-75-7827
- ・ 県南保健福祉事務所（県南保健所） 0248-22-6405
- ※ 2月13日からは 0248-21-8188
- ・ 会津保健福祉事務所（会津保健所） 0242-29-5203
- ・ 南会津保健福祉事務所（南会津保健所） 0241-63-0306
- ・ 相双保健福祉事務所（相双保健所） 080-2807-0489
- ・ 福島市保健所 024-535-8662
- ・ 郡山市保健所 024-924-2163
- ・ いわき市保健所 0246-27-8596

※ この相談センターは感染の疑いのある方が利用するものです。

一般の相談はこれまでどおり福島県コールセンター及び各保健所の相談窓口で受付けます。

4 感染が疑われる場合の定義

	症状	接触歴等
1	発熱または呼吸器症状	発症 14 日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者
2	発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状（肺炎を疑わせる）	①発症 14 日以内に湖北省渡航歴がある者、または、 ②発症 14 日以内に湖北省滞在歴のある者と濃厚接触をした者

※ 定義の最新情報は、県ホームページから御確認ください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkangokango68.html>

新型コロナウイルス感染症疑い患者が 発生した場合の対応

① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上
続く方などはまずはセンターに相談

※相談の目安について詳しくは、「新型コロナウイルス感染症
について」の相談・受診の目安」を参照してください。

感染疑い患者



① 相談

帰国者・接触者相談センター
(9保健所)

② 必要に応じて
受診勧奨

③ 必ずセンターの
調整後受診する

帰国者・接触者外来
県で指定している診療
体制の整った医療機関

② 受診調整・事前連絡

④ 疑似症と診断・届出

保 健 所

⑤ 移送

感染症指定医療機関

入院勧告

応急入院

感染症診査協議会

入院

県知事がまん延防止のため必要があると認めるとき

⑥ 検査結果

国立感染症研究所

連携

⑤ 検体

県衛生研究所

⑥ 報告

最大72時間

県地域医療課

⑦ 報告

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起
- 私立学校等へ注意喚起
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者へ注意喚起

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知
- 旅券室ホームページ(海外渡航情報)で注意喚起
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等(環境省通知)」を周知

◆ 保健福祉部

- 地域医療課ホームページに専用ページを開設
- 相談専用ダイヤル(コールセンター)を設置(1/29)
- 帰国者・接触者相談センターを設置(2/7)※各保健所
- 帰国者・接触者外来を設置(2/7)※二次医療圏に1か所以上
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼
- 高齢者施設、障がい者施設へ注意喚起
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供(2/10)
- クルーズ船乗船患者の県内医療機関への受入れを調整(2/14～)(2/20現在で計6名を受入)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起
- 県内企業への影響を調査
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる
県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介
- 雇用調整助成金の特例措置を周知

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼（1/24）
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼（1/24）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起（1/24）
- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭においた慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼（2/13）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼（2/19）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起
- 道の駅設置自治体へ注意喚起

◆ 教育庁

- 公立小中学校、県立学校等へ注意喚起
- 県立図書館等施設の来館者へ注意喚起

◆ 病院局

- 各県立病院へ注意喚起
- 関係患者対応フローを作成
- 疑い患者来院時対応訓練を実施（県立宮下病院、2/3）